

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 職員の退職手当支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、職員の退職手当支給に関する事項を定めることを目的とする。

(適 用)

第2条 この規程による退職手当は、勤続年数5年以上の職員が退職した場合に支給する。

2 職員の死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

3 職員とは、正規の職員を指し、嘱託職員、臨時雇用職員及び非常勤雇用職員は含まれない。

(処分を受けた者の取扱い)

第3条 退職手当は、次の各号の一つに該当する職員には支給しない。

(1) 懲戒解雇の処分を受けた者

(2) 禁固以上の刑に処せられて退職した者

(支 給)

第4条 退職手当の支給は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入し、その定めるところを基礎に、会長が定める額を支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当に関する必要な事項は、会長が決定する。

附則1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程は、制定時に職員であった者については、第4条による積立基金に加入した時まで遡及して該当する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公布の日（令和3年3月8日）から施行し、改正後の退職者から適用する。

・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

実施主体 社会福祉法人全国社会福祉協議会

加入時期 平成4年4月1日